

地対財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に
基づく事業等の見直し等について（方針）

大 阪 市

平成18年11月29日

目 次

地対財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について	1
1 関連事業等について		
（1）委託事業・補助金・貸付金・分担金	2
（2）未利用地・建物等の使用	2
（3）特別な優遇措置等	2
2 政策的な課題の解消について		
（1）学校における職員配置の適正化	2
（2）青少年会館の管理運営業務	3
（3）保育所における職員配置	4
（4）地域老人福祉センター管理運営	4
（5）障害者会館管理委託	4
（6）ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大	4
（7）未利用地等の管理および駐車場の管理運営	4
（8）人権文化センター	5
（9）大阪市人権協会等の職員の雇用問題	5

地对財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について

8月31日に、大阪市地对財特法期限後の事業等の調査・監理委員会（プロジェクト委員会）から大阪市が実施した関連事業等の総点検調査の結果や政策的課題の解消に対して是正措置などの意見をいただいた。

本市としては、この意見を真摯に受け止め、また、市会での議論を踏まえて、所管各局において精査・検討し、スケジュールを明確にして方針（案）を取りまとめ、さらに市会で、ご議論をいただき、今般、次のように方針を確定した。

具体化にあたっては、利用者や市民の声を聞きながら、着実に見直しに取り組み市民の信頼回復に努める。見直しの進捗状況については、適宜、市会に報告するとともに、市民に情報公開する。

また外部委員からなるチェック機関を設置し、進行監理に努める。

同時に、今後の人権行政のあり方について、大阪市人権施策推進審議会に諮問し、平成19年中には意見をいただき、具体的に検討を進め、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため、透明性や公平・公正性の確保の視点で常に検証を行いながら、時代に即した実効性のある施策を進める。

また、今後、事業の見直しに伴い効率的な執行体制の整備を行うとともに、新たな課題にも対応するため、組織のあり方について検討を行う。

1 関連事業等について

(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金

- ・ 委託事業については、それぞれの事業ごとに廃止、整理統合、全市展開の方向を定め、スケジュールを明確にして実行する。
- ・ 補助金・分担金は、廃止するもの、経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。
- ・ 貸付金については、回収や債権処理について、スケジュールを明確にし実行する。

(2) 未利用地・建物等の使用

- ・ 未利用地・建物等の使用について、引き続き活用を図っていくものについては、他の同種の利用条件との均衡を図るとする委員会の提言に沿って、平成19年度以降、着実に対応していくこととし、明渡しや原状回復等を求めるものについては、18年度末を目途とし速やかに対応する。

(3) 特別な優遇措置等

- ・ それぞれの項目について、是正の内容とスケジュールを明確にして実行する。

2 政策的な課題の解消について

(1) 学校における職員配置の適正化

・ 管理作業員

いわゆる旧同和教育推進校における管理作業員については、全市的基準を超える10名について、平成19年度末までに配置を見直す。このことと並行して、引き続き管理作業員の総数の縮減に努めていく。

・ 給食調理員

いわゆる旧同和教育推進校における給食調理員については、全市的基準を超える54名について、平成19年度末までに配置を見直す。また、リフト配置の学校、食堂を有する学校における施設・設備等に対応するための加配42名については、廃止や囑託化など、平成18年度中に配置基準の見直しを行い、平成21年度末までに配置の適正化を図る。

これらのことと並行して、引き続き給食調理員の総数の縮減に努めていく。

なお、中学生の昼食については、今後、中学生の昼食事業の試行を実施している2校と、今年度から新たに設ける公費をかけない弁当販売校について、それぞれの状況等の精査・検証を加えながら、12月中に中間集約を行うとともに、関係校のヒヤリング調査なども実施し、教育委員会事務局に設置している「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」において、保護者負担の公平性はもとより教育的効果の観点から精力的に検討を行うなど、総合的に議論を行い、議会での意見を踏まえて、12校での給食のあり方を含め、平成18年度末までに昼食の考え方をまとめる。

(2) 青少年会館の管理運営業務

- ・ 「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する
 - ・ 青少年会館においてこれまで実施してきた
 - 不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり
 - 青少年体験学習
 - 若年層職業観育成・社会参加支援
- の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「(仮称)子ども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。
- ・ その他の事業については、廃止する。
 - ・ また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。なお、プール施設については廃止する。
 - ・ その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。
 - ・ 条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続き

を行う。

なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。

(3) 保育所における職員配置

- ・ 同和保育所にのみ配置してきた人権保育推進担当保育士、子育て家庭支援推進担当保育士、就学前教育推進担当保育士については、平成18年度末をもって廃止する。

(4) 地域老人福祉センター管理運営

- ・ 地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。

(5) 障害者会館管理委託

- ・ 現行の指定期間が平成19年度末で終了することから、(1)公の施設として指定管理者の選定を行う場合は公募とする。(2)民間法人へ移管する。の2案について、障害者会館で実施している各種相談事業等を検証・検討し、平成18年度中に障害者会館の今後の方針について明らかにする。

(6) ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大

- ・ ふれあい人権住宅については、募集対象区域を市域全体に拡大することとし、また、名称についても廃止し、平成19年度から啓発を図りながら実施する。なお、18年度は準備期間とし、従来方式での募集は行わない。

(7) 未利用地等の管理および駐車場の管理運営

- ・ 大阪市人権協会に委託している未利用地等(駐車場として管理運営しているものを含む)については、今後、策定する全市的な未利用地等の活用・処分方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていくこととし、それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。
- ・ 住宅付帯駐車場および未利用地以外の高架下を活用した駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。なお、住宅付帯駐車場の使用料金について

は、平成 19 年度には他の市営住宅における付帯駐車場と同額となるようにする。

- ・ それまでの間、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。

(8) 人権文化センター

- ・ 東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成 19 年秋頃までに結論を出す。
- ・ 平成 22 年度からの次期指定管理期間に向けて、現下の厳しい財政状況に鑑み、また利用状況も比較的低調であることから、建替えを行わないことを前提に、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成 20 年度末を目途に結論を出す。

(9) 大阪市人権協会等の職員の雇用問題

- ・ 各事業の見直しに伴って生じる大阪市人権協会等の職員の雇用問題については、プロジェクト委員会から指摘されている事項について配慮するとともに、当該団体と協議して進める。

資料目次

委託事業について 1
補助金・分担金について 1 0
貸付金について 1 6
未利用地、建物等の使用について 1 7
特別な優遇措置等について 2 0

(1) 委託事業 (地区内指定管理施設・市営住宅付帯駐車場管理を除く)

廃止するもの	14事業
・平成18年度末までに廃止するもの	14事業
住吉老人福祉センター、人権文化センター情報通信技術(IT)講習、人権尊重のまちづくり地域住民参加型事業、公立保育所環境整備業務、公立保育所給食内容充実事業、老人健康相談事業、老人クラブ活動援助事業、軽費老人ホームB型入所者日常生活支援事業、高齢者総合相談事業、高齢者パソコン講習事業、人権教育・啓発プログラム開発事業、密集市街地まちづくり相談事務所管理運営業務委託、「関西研修センター研修生との国際交流促進協議会」への協賛金、我孫子用地の保安管理業務	
整理・統合を図るもの	6事業
・平成19年度から整理・統合するもの	5事業
人権フォトコンテスト等の市民参加型啓発事業、地域啓発推進事業、子どもとおとなのための地域共育事業、男女共同参画社会づくりに向けた地域教育事業、市営住宅の管理及び付帯事務等に関する業務委託	
・平成18年度中に方向性を決めるもの	1事業
地域生活支援事業	
全市に展開するもの	3事業
・平成19年度から全市に展開するもの	3事業
子育て支援講座等交流事業、若年者再学習・職業観育成地域事業、進路選択支援事業	
平成19年度から入札もしくはプロポーザル方式にするもの	4事業
人権教育啓発事業、十三市民病院外周管理業務、十三市民病院免震階清掃業務、加島駐車場清掃業務	
施設のあり方検討と併せて検討するもの	4事業
理学療法士・作業療法士派遣事業、浪速老人福祉センター電気・機械及び給湯設備の運転保守管理、浪速老人福祉センター冷暖房シーズンイン・シーズンオフ点検調整整備、矢田老人福祉センター電気設備・空調関係機器保守点検整備	
指定管理施設以外の地域内施設	13事業
・工場アパートについては、平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、平成19年度中に管理方法について精査し見直す。併せて施設のあり方についても見直すこととし、平成19年度中にその方策を決定する。	
・資源再生共同作業場については、委託契約の内容を精査し、遅くとも平成19年度中に適切な管理形態を決定し、平成20年度から実施する。	

〔 1 〕 委託事業

(1) 本市が委託している事業

地域内施設

指定管理施設（人権文化センター、青少年会館、老人福祉センター、障害者会館）

	局 名	所管課	事業名称	契約の相手方	今後の方向・スケジュール
1	市民局	人権室	人権文化センター管理運営業務	(社) 大阪市人権協会	東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成19年秋頃までに結論を出す。 次期指定管理期間に向けて、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成20年度末を目途に結論を出す。
2	健康福祉局	障害施設課	障害者会館管理委託	日之出（社福）ノーマライゼーション協会、浪速（社福）スワンなにわ、生江（社福）リベルタ、住吉（社福）ライフサポート協会、浅香（社福）熱と光、矢田（社福）ふれあい共生会、西成（社福）ヒューマンライツ福祉協会	現行の指定期間が平成19年度末で終了することから、(1) 公の施設として指定管理者の選定を行う場合は公募とする。(2) 民間法人へ移管する。の2案について、障害者会館で実施している各種相談事業等を検証・検討し、平成18年度中に障害者会館の今後の方針について明らかにする。
3	健康福祉局	いきがい課	代行型老人福祉センター管理運営	(社) 大阪市人権協会	地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるような多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。
4	教育委員会事務局	社会教育課	青少年会館管理運営業務	(財) 大阪市教育振興公社	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する。 ・青少年会館においてこれまで実施してきた不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり 青少年体験学習 若年層職業観育成・社会参加支援 の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「(仮称) 子ども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。 <ul style="list-style-type: none"> ・その他については、本市の事業としては廃止する。 ・また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。なお、プール施設については廃止する。 ・その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。 ・条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続きを行う。 なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。

〔 1 〕 委託事業

（ 1 ）本市が委託している事業

地域内施設

指定管理施設以外

	局 名	所管課	事業名称	契約の相手方	今後の方向・スケジュール
1	健康福祉局	いきがい課	住吉老人福祉センター管理運営	(社福)ライフサポート協会	平成18年8月末条例廃止 施設については、有効活用を図るため高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、空きスペースを利用して小規模多機能型居宅介護支援事業を実施する。
2	経済局	都市産業課	久保吉工場アパート 管理業務委託	指定入居者	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。
3	経済局	都市産業課	木津川工場アパート 管理業務委託	指定入居者	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。
4	経済局	都市産業課	浪速東工場アパート 管理業務委託	指定入居者	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。
5	経済局	都市産業課	第2浪速東工場アパート 管理業務委託	指定入居者	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。
6	経済局	都市産業課	第3浪速東工場アパート (北)管理業務委託	指定入居者	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。

7	経済局	都市産業課	第3浪速東工場アパート (南)管理業務委託	指定入居者	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。
8	経済局	都市産業課	浪速西工場アパート 管理業務委託	指定入居者	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。
9	経済局	都市産業課	第2浪速西工場アパート 管理業務委託	指定入居者	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。
10	経済局	都市産業課	出城東工場アパート 管理業務委託	指定入居者	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。
11	経済局	都市産業課	矢田資源再生共同作業場管理・ 運営業務委託	矢田資源再生業協 同組合	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年度中に適切な管理形態を決定し、20年度から実施する。
12	経済局	都市産業課	浅香資源再生共同作業場管理・ 運営業務委託	浅香資源再生業協 同組合	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年度中に適切な管理形態を決定し、20年度から実施する。
13	都市環境局	大気騒音担当	矢田資源再生共同作業場管理・ 運営業務委託	矢田資源再生業協 同組合	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年度中に適切な管理形態を決定し、20年度から実施する。
14	都市環境局	大気騒音担当	浅香資源再生共同作業場管理・ 運営業務委託	浅香資源再生業協 同組合	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年度中に適切な管理形態を決定し、20年度から実施する。

〔 1 〕 委託事業

（ 1 ）本市が委託している事業

人権協会委託事業（ の地域内施設の委託事業を除く ）

	局 名	所管課	事業名称	今後の方向・スケジュール
1	市民局	人権室	人権フォトコンテスト等の市民参加型啓発事業委託	平成19年度は、人権フォトコンテスト事業実施にあたっては、入札またはプロポーザル方式により実施する。 市内全体で実施している事業については、類似した事業と整理統合し、その他の事業については、人権文化センターの館事業と整理統合し、平成19年度予算に反映する。
2	市民局	人権室	地域啓発推進事業	人権文化センターの館事業と整理統合し、平成19年度予算に反映する。
3	市民局	人権室	人権文化センター情報通信技術（IT）講習	平成18年度末で廃止する。
4	市民局	人権室	人権尊重のまちづくり地域住民参加型事業	平成18年度末で廃止する。
5	健康福祉局	保育運営課	公立保育所環境整備業務委託	平成18年9月末で環境整備事業委託を廃止した。

6	健康福祉局	保育運営課	公立保育所給食内容充実事業委託	公立保育所給食内容充実事業委託については平成18年度末で廃止する。なお、大阪市人権協会職員の雇用問題については別途検討する。
7	健康福祉局	健康づくり推進課	老人健康相談事業	平成18年度末をもって事業を廃止する。雇用については別途検討する。
8	健康福祉局	いきがい課	老人クラブ活動援助事業	今日的に必要性が薄れてきていることから、当該事業については平成18年度末をもって廃止する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。
9	健康福祉局	いきがい課	軽費老人ホームB型入所者日常生活支援事業	当該事業について廃止し、軽費老人ホームの施設運営のあり方と合わせて平成18年度中に、今後のあり方を決定する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。
10	健康福祉局	いきがい課	高齢者総合相談事業	地域老人福祉センターとしての事業は、平成18年度末をもって廃止する。なお、各区老人福祉センターにおいて実施している事業については引き続き実施する。
11	健康福祉局	いきがい課	高齢者パソコン講習事業	地域老人福祉センターとしての事業は平成18年度末をもって廃止する。なお、各区老人福祉センターにおいて実施している事業は引き続き実施する。
12	健康福祉局	地域福祉課	地域生活支援事業	社会福祉協議会に事業と整理統合するために、平成18年度中に関係先と調整する。雇用については別途検討する。
13	健康福祉局	児童福祉課	子育て支援講座等交流事業	本事業は、平成14年度から3年間実施した「保育・子育て支援モデル事業」を継承・発展させて実施しているものであるが、平成18年度からは各区子ども・子育てプラザにおいて、子育て活動支援事業を実施することとなったため、プラザの後方支援機能をもつ子育てしている相談センターとの事業統合に向け、平成18年度中に市社協と調整する。雇用については、別途検討する。

14	教育委員会事務局	社会教育課	子どもとおとなのための地域共育事業	<p>1) 子育て支援に関する事業部分 { 子育て・親育ち講座、子育て経験交流会 }</p> <p>・平成19年度を目途に、健康福祉局所管の子育て支援講座等交流事業との整理統合を図る。</p> <p>2) 自主学習・習慣づくり部分</p> <p>・学習意欲の向上と学習習慣の定着をめざし、学校内等に自主学習の場を設けるなど、拠点を限定せず全市的な展開を目指した事業として、平成19年度予算に反映させる。</p> <p>3) 子どもとおとなのための地域共育プログラム研究開発部分</p> <p>・平成19年度から廃止。</p>
15	教育委員会事務局	社会教育課	若年者再学習・職業観育成地域事業	<p>青少年会館において実施してきた「若年層職業観育成・社会参加支援」事業との統合を図り、平成19年度から、局事業として全市的に実施する。</p>
16	教育委員会事務局	社会教育課	男女共同参画社会づくりに向けた地域教育事業	<p>平成19年度を目途に、市民局男女共同参画事業との整理統合を図る。</p>
17	教育委員会事務局	学務課	進路選択支援事業	<p>各中学校の進路指導の充実や区役所等での相談機能との連携を強化するとともに、市において奨学金説明会、相談業務を平成19年度から実施する。</p>

〔 1 〕 委託事業

（ 1 ）本市が委託している事業

その他

	局 名	所管課	事業名称	契約の相手方	今後の方向・スケジュール
1	市民局	人権室	人権教育・啓発プログラム開発事業	(社) 部落解放・人権研究所	平成 18 年度をもって廃止する。
2	市民局	人権室	人権教育啓発事業	(社) 部落解放・人権研究所	委託内容を精査し、効果的な事業内容を検討するとともに、平成 19 年度の事業実施にあたっては、入札・プロポーザル方式により実施する。
3	健康福祉局	障害施設課	理学療法士・作業療法士派遣事業委託	(社福) 大阪市障害者福祉・スポーツ協会	障害者会館のあり方と併せて、平成 18 年度に今後の事業のあり方について検討し、方針を出す。
4	健康福祉局	運営課	十三市民病院外周管理業務	地元業者	平成 19 年度清掃業務委託契約に含めてWTOに基づく一般競争入札をする。
5	健康福祉局	運営課	十三市民病院免震階清掃業務	地元業者	平成 19 年度清掃業務委託契約に含めてWTOに基づく一般競争入札をする。
6	建設局、市民局、計画調整局 健康福祉局、経済局 都市環境局、住宅局 ゆとりとみどり振興局 教育委員会事務局、交通局		密集市街地まちづくり相談事務所管理 運営業務委託(関係9局で負担)	(財) 大阪市都市工学情報センター	平成 18 年 9 月末をもって委託業務を廃止した。 (平成 18 年 6 月 事務所閉鎖)

〔 1 〕 委託事業

（ 2 ） 外郭団体等団体自身が行った委託事業

局名	団体名	番号	委託契約名	市委託	委託先区分	今後の方向・スケジュール
市長室	(財)大阪国際交流センター	1	姉妹都市交流促進事業に関する業務委託 「関西研修センター研修生との国際交流促進協議会」への協賛金	再		平成18年度より廃止。
市民局	(社)大阪市人権協会	2	浪速老人福祉センター電気・機械及び給湯設備の 運転保守管理	再	地元業者	競争入札の実施について、地域老人福祉センターのあり方とあわせて検討する。
		3	浪速老人福祉センター冷暖房シーズンイン・シーズンオフ点検調整整備	再	地元業者	競争入札の実施について、地域老人福祉センターのあり方とあわせて検討する。
		4	矢田老人福祉センター電気設備・空調関係機器保守点検整備業務委託	再	地元業者	競争入札の実施について、地域老人福祉センターのあり方とあわせて検討する。
財政局	(株)大阪市開発公社	5	加島駐車場の清掃業務委託契約		地元業者	平成19年度より競争入札を実施する。
住宅局	大阪市住宅供給公社	6	市営住宅の管理及び付帯事務等に関する業務委託契約	再	市人権協会	住宅管理事業については、必要な業務を精査の上、平成19年度から公社に整理・統合する。 (なお、委託事業の廃止に伴う雇用対策については、市全体の方針に従い、別途に対応する。)
		7	市営住宅付帯駐車場管理業務委託契約	再	市人権協会	住宅付帯駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。 使用料金については、平成19年度には、他の市営住宅における付帯駐車場と同額になるようにする。また、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。
交通局	(財)大阪市交通事業振興公社	8	我孫子用地の保安管理業務	再	地元業者	平成18年6月末をもって監理団体への委託契約を見直し、直営業務とした。

(注) 駐車場使用料収入から、管理経費を除いた分を公社を通じて市へ納付

〔2〕 補助金・分担金

廃止するもの・廃止を検討するもの	8事業
・平成18年度末までに廃止するもの	3事業
飛鳥老人福祉センターの高齢者のための総合相談事業、大阪地域医療ケア研究大会補助金、大阪府青少年会館等教育施設連絡協議会運営費補助	
・平成20年度末で廃止するもの	2事業
部落史編纂事業補助金、化製場集約化対策事業補助金	
・廃止も視野に入れた抜本的な見直しを行うもの	2事業
生きがい活動事業補助、老人福祉センター運営助成	
・廃止の方向で調整するもの	1事業
重度知的障害者自立就労訓練等事業	
支出等について整理するもの	3事業
大阪人権博物館運営費補助金、(財)大阪生涯職業教育振興協会運営補助金、大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助	
全ての補助金・分担金	
・補助金見直しの中で検討して、原則として平成19年度予算に反映する。	
・積算内訳については別紙のとおり。	

補助金積算内訳

(1) 市単独補助金

(単位:円)

番号	所管	事業名 (支出名称)	交付先 (支出先)	交付目的	事業の概要	18年度 支出見込額	17年度 支出額	積算内訳	公的補助割合 (国%)	公的補助割合 (府%)	公的補助割合 (市%)
1	健康福祉局 いきがい課	生きがい活動事業 補助	(社福)リベルタ	社会福祉法人リベルタが行う地域の高齢者の生きがい活動事業に対して、補助を行うことにより高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする	特別養護老人ホーム「白寿荘」内において社会福祉法人リベルタが行う老人福祉センター事業に対して予算の範囲内で補助	33,279,000	33,847,909	人件費(4名) 28,162,715円 物件費(管理費) 3,601,633円 (事業費) 2,083,561円			100
2	健康福祉局 いきがい課	老人福祉センター 運営助成	(社福)ともしび福祉会	地域の高齢者が、健康で明るい生活を営むために必要な生活相談や健康相談等の各種相談を行うほか、教養の向上及びレクリエーションの機会の提供等を通じて高齢者の社会的活動の促進を図ることを目的として交付	飛鳥老人福祉センターの管理運営に対して予算の範囲内で補助	未定	41,875,184	人件費(5名) 37,902,180円 物件費(管理費) 3,188,904円 (事業費) 784,100円			100
3	健康福祉局 いきがい課	飛鳥老人福祉センター 建設借入金償還補助	(社福)ともしび福祉会	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用に係る借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	飛鳥老人福祉センターの整備に要した法人負担分に対して受けた融資に係るものの範囲内とする	未定	7,120,500	各年度毎の償還実額 (元金+利子)			100
4	健康福祉局 いきがい課	高齢者のための総合 相談事業	(社福)ともしび福祉会	高齢者が抱えている又は潜在化している相談ニーズを的確に把握し、その問題を適切に解決するため、老人福祉センターにおいて簡易な専門相談を実施することにより高齢者の社会参加促進及び自立の促進を図ることを目的とする	老人福祉センターにおいて高齢者の抱える諸問題について簡易な専門相談を実施する事業に対して補助	未定	273,390	物件費(事業費) 273,390円			100
5	健康福祉局 いきがい課	就労の生きがいづくり 活動支援事業	事業化グループの 代表者	生きがいづくりと就労を結びつけた活動を実施するために必要な整備に対して支援することにより高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を促進し、明るい長寿社会づくりに資することを目的とする	事業化グループに対して1件100万円を上限に補助	3,200,000	2,607,000	事業費の3/4を支出(4グループ) (内訳) 補助額(事業費) 876,000円(1,168,000円) 959,000円(1,279,000円) 232,000円(310,000円) 540,000円(720,000円)			75
6	健康福祉局 健康政策課	大阪地域医療ケア 研究大会補助金	大阪地域医療ケア 研究会	高齢者や障害者をはじめ全ての住民が、安心して、身近な地域で健康管理ができ、人権に根ざした医療やケア等が受けられる先進的な地域医療の実現を図るため、医療・保健・福祉等の関係者が研究、交流及び情報発信等を行うことを目的とする研究会の大会に際し、大会補助を実施する	大阪地域医療ケア研究会の開催経費の一部補助	0	800,000	事業費総額2,024,471円のうち、物件費の一部を補助(定額)			40
8	教育委員会事務局 教育センター	大阪市人権教育研究 協議会補助金	大阪市人権教育研究 協議会	大阪市人権教育研究協議会の育成と、その活動を促進するために必要な経費の一部を補助し、もって本市人権教育の振興を図る事を目的とする	大阪市人権教育研究協議会の教育研究事業に補助	5,760,000	6,400,000	事業費を支出 事業費 6,400,000円			100
9	教育委員会事務局 管理課	大阪市立高等学校 人権教育研究会補助金	大阪市立高等学校 人権教育研究会	大阪市立高等学校人権教育研究会の育成と、その活動を促進するための経費の一部を補助し、もって本市の人権教育の振興を図る	大阪市立高等学校人権教育研究会が行う調査研究、研究会、研修会、研究発表会、機関紙・資料集の発行、啓発活動、その他の目的達成に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する	1,080,000	1,200,000	事業費から自主財源を除いた額を支出 事業費 1,668,000円 自主財源 468,000円			71.9

(注) 7 化製場集約化対策事業補助金は、(2)府(府下市町村含む)ともに対応している補助金19番で再整理した。

補助金積算内訳

(2) 府(府下市町村含む)とともに対応している補助金

(単位:円)

番号	所 管	事業名 (支出名称)	交付先 (支出先)	交付目的	事業の概要	18年度 支出見込額	17年度 支出額	積算内訳	公的補助割 合(国%)	公的補助割 合(府%)	公的補助割 合(市%)
1	市民局 雇用・勤労施策 室	就職困難者等の就 職に向けた支援が 必要な人に対する 就業支援事業	(社)おおさか人材 雇用開発人権セン ター	就職に向けた支援が必要な人の安定的 な雇用の確保を図るため、求人の開発 及び職業能力の開発等を計画的・一元 的に進めるための補助	求人の開発及び職業能力の開発等を計 画的・一元的に進めるための事業補助 対象事業：人材開発・養成事業、就職 マッチング事業、雇用・就労情報提供 事業、職域開発事業	24,000,000	24,000,000	事業費132,255,823円 のうち、大阪市24,000,000円を補助		27	18
2	市民局 人権室	人権情報収集・提 供事業補助金	(社)部落解放・人 権研究所	人権問題・課題に関する情報を収集し 提供する事業に対し、その経費の一部 を補助することにより市民に学習の場 を提供する	人権に関するさまざまな情報の収集と 資料の体系的な整理・分析を行い、 ホームページ等を活用して市民に提供 する事業に要する経費のうち、関係機 関から補助される額を除き、本市予算 の範囲内で補助	26,044,000	27,467,985	人件費(5名)40,557,162円 事務費 14,972,757円 合 計 55,529,919円 のうち、大阪市27,467,985円を補助		49.5	49.5
3	市民局 人権室	部落史編纂事業補 助金	(社)部落解放・人 権研究所	部落差別の早期解決を図るため、大阪 全域を視野に入れた統一的な部落史の 編纂を行う事業に対して補助を行う	被差別部落の形成から今日にいたるま での史料ならびに通史の調査、研究、 編纂を行う事業の実施に要する経費の うち、関係機関から補助される額を除 き、本市予算の範囲内で補助	8,539,726	8,499,901	人件費(1名)4,749,901円 事務費 7,685,000円 合 計 12,434,901円 のうち、大阪市8,499,901円を補助		30.2	68.4
4	市民局人権室 健康福祉局職員 課 教育委員会事務 局社会教育課	大阪人権博物館運 営費補助金	(財)大阪人権博 物館	「人権尊重の社会づくり条例」に基づ く市民の人権意識の高揚場人権啓発に 関する事業として大阪人権博物館の設 立目的に沿った事業及びその運営に対 して関係機関と連携して補助金を交付 する	・人権問題の歴史的調査研究 ・関係資料、文化財の収集、保存、整 備及び展示 ・関係図書編集発行 ・講演会の開催 ・大阪人権博物館の運営及びその他目 的を達成するために必要な事業	103,665,200	93,998,400	人件費(21名) 152,950,024円 管理費 54,471,981円 事業費等 48,399,891円 合 計 255,821,896円 のうち、大阪市 93,998,400円を補助 ・市民局 1/2 ・健康福祉局1/4 ・教育委員会1/4		55.1	36.7
5	健康福祉局 児童指導課	大阪保育子育て人 権情報研究セン ター補助金	大阪保育子育て人 権情報研究セン ター	大阪府・大阪市・堺市が中心になり、 府内全市町村の保育所・幼稚園の就学 前保育・教育に携わる人たちの資質向 上を図るための研修・研究、子育てに 関する情報の収集・発信を目的に設立 された大阪保育子育て人権情報研究セ ンターの運営補助	研修事業(保育内容・子育て支援等 に関する講座の開催) 研究事業 (子どもの虐待防止・障害児保育等の 保育内容の研究) 情報出版事業 (保育子育て支援に関する情報発信、情 報誌・研究成果の配布)等の運営を補助 する	9,520,000	9,520,000	人件費(5名) 17,221,000円 物件費 17,539,000円 合 計 34,760,000円 のうち、大阪市9,520,000円を補助		54	27
6	健康福祉局 地域福祉課	財団法人大阪生涯 職業教育振興協会 運営補助金	(財)大阪生涯職 業教育振興協会	生涯を通じた職業教育機会を提供して いる「財団法人大阪生涯職業教育振興 協会」に補助金を交付することは、高 齢者・障害者・母子家庭等、職業に関 して困難な課題を抱えている人々に対 し、職業生活の安定と自立に資するこ ととなるため	高齢者・障害者・母子家庭等、職業に 関して困難な課題を抱えている人々 に対して、人材育成に関する各種講座・ 講習・職業訓練・職業に関する情報収 集、提供・相談業務を実施	7,200,000	7,700,000	事業費 134,177,211円から事業者自主財 源分を除いた額を府市で分担。 市分担分を経済局、教育委員会と3局で 按分		28.8	17.2
7	健康福祉局 地域福祉課	大阪地域職業訓練 センター福祉民生 施策事業補助金	大阪地域職業訓練 センター福祉民生 施策連絡協議会等	福祉マンパワーを養成することは、高 齢者・障害者・母子家庭等の社会参加 や自立を支援することに大きく寄与す るため	(1)社会福祉サービス従事者研修 (2)福祉機器活用講習 (3)ボランティア養成講習 (4)手話講習 (5)手話相談員派遣事業	4,630,000	4,279,923	人件費(1名) 2,891,923円 物件費 3,270,000円 合 計 6,161,000円 のうち、大阪市4,279,923円を補助		25	69
8・10	健康福祉局 障害施設課 いきがい課	大阪府人権福祉施 設連絡協議会運営 補助	大阪府人権福祉施 設連絡協議会	大阪府人権福祉施設連絡協議会に助成 することにより施設運営の充実を図る	大阪府人権福祉施設連絡協議会の運営 費について補助	1,171,000	1,171,000	人件費(1名) 2,946,000円 物件費 1,729,000円 合 計 4,675,000円 のうち、大阪府分1,171,000円を補助 障害施設課 455,389円 いきがい課 715,611円		38	25

番号	所 管	事業名 (支出名称)	交付先 (支出先)	交付目的	事業の概要	18年度 支出見込額	17年度 支出額	積算内訳	公的補助割 合(国%)	公的補助割 合(府%)	公的補助割 合(市%)
9	健康福祉局 障害福祉課	重度知的障害者自立就労訓練等事業	(社福)大阪府総合福祉協会	重度の知的障害者、職業的重度の知的障害者を対象に、作業訓練等を行い、重度知的障害者の一般企業への就労の促進等を図る	重度知的障害者の一般企業への就労の促進等のため、作業訓練等を実施	5,300,000	5,300,000	重度知的障害者自立就労訓練補助 府：4,800千円 市：3,200千円 知的障害者等自主活動補助 府：3,200千円 市：2,100千円 府市割合は、地区住民数割		60	40
11	経済局 都市産業課	アルフィック大阪事業補助金	(財)大阪皮革産業会館	大阪皮革産業会館を拠点として皮革産業の振興を図るため実施する各種事業を支援することにより、本市皮革産業の発展と活性化に資する	アルフィック大阪のプロモーション事業の10/10以内、皮革産業に関する情報の収集や提供事業の1/2以内、皮革産業の振興や皮革製品の理解を深めるための事業の1/2以内、限度額は予算の範囲内	7,500,000	7,500,000 (府4,500,000 含む)	総事業費 7,954,240円 プロモーション事業 7,440,423円×1/1 (補助率) 情報収集提供事業 155,607円×1/2 (補助率) 皮革産業の振興等 358,210円×1/2 (補助率) 合計7,697,331円 大阪市補助金7,500,000円(限度額) (内府補助金4,500,000円)			94.3 内訳 府56.6% 市37.7%
12	経済局 都市産業課	地域産業振興調査・研究事業補助金	大阪府商工会連合会	大阪における産業一般及び地域に集積する産業の調査研究や情報提供事業を支援することにより、本市地域産業の発展と活性化に資する	産業一般についての調査研究事業、地域に集積する産業についての国内外市場動向調査研究・情報提供事業 限度額は予算の範囲内	4,340,000	4,822,000	事業費 9,644,000円 9,644,000円×1/2(府市比率)×1/1 (補助率) 大阪市補助金4,822,000円		50	50
13	経済局 企業支援課	人材育成事業推進員設置費等補助金	(財)大阪生涯職業教育振興協会	人材養成の観点にたった中小企業主の経営感覚や経営能力の保管・充実を促進し、中小企業の競争力強化や活性化を図り、中小企業の振興に寄与する	大阪地域職業訓練センター(A'ワーク創造館)において、人材養成推進員を設置し、人材養成事業の企画への参画や中小企業主に対する人材養成の相談・指導等を行うとともに、中小企業経営者及び後継者等のネットワークづくりとその情報交換や自主勉強会の場となる商工サロンの運営を行っていることにに対し予算の範囲内で補助	1,976,000	1,976,400	事業費 4,947,246円 4,947,246円×4/10(府市比率)×1/1 (補助率) 大阪市補助金 1,976,400円(限度額)		60	40
14	経済局 企業支援課	A'ワーク創造館事業補助金	(財)大阪生涯職業教育振興協会	中小企業の経営課題の解決や経営の革新・向上を図ることにより、大阪経済の活性化に寄与する	大阪地域職業訓練センター(A'ワーク創造館)を拠点として実施する、法律や労務、IT、創業関連等の各種講座、中小企業経営者や個人事業主のための経営相談事業、企業における研修事業などの人材養成関連事業に対して予算の範囲内で補助	20,299,000	20,143,014	市派遣人件費 12,443,014円 12,443,014円×1/1(補助率) 事業費 134,177,211円から事業者自主財源分を除いた額を府市で分担。 市分担分を健康福祉局、教育委員会と3局で按分(経済局7,700,000円)		28.8	17.2
15	教育委員会事務局 社会教育課	財団法人大阪生涯職業教育振興協会運営補助金	(財)大阪生涯職業教育振興協会	労働者や事業主並びに職業に関して困難な課題を抱えている人々に対し、生涯を通じた職業教育機会を提供している「財団法人大阪生涯職業教育振興協会」に補助金を交付することは、大阪府および大阪市内の労働者の職業生活の安定と産業の振興に資することとなるため	人材育成に関する各種講座・講習・職業訓練・職業に関する情報収集、提供・相談業務	7,200,000	7,700,000	事業費 134,177,211円から事業者自主財源分を除いた額を府市で分担。 市分担分を健康福祉局、経済局と3局で按分		28.8	17.2
16	教育委員会事務局 社会教育課	おおさか識字・日本語センター事業補助	おおさか識字・日本語センター	識字・日本語の取組みや方法を集積・発信していく活動の中心的役割を果たし、大阪における識字・日本語学習を支援する「おおさか識字・日本語センター」に対して補助金を交付することは、本市における識字・日本語施策の充実に大きく寄与するため	交流推進事業 相談・啓発事業 センター運営事業	4,487,000	(3,905,600)	人件費 7,813,000円 物件費 4,451,000円 合計 12,264,000円 の合計を府・市・堺市で按分し支出 17年度は「識字・日本語連絡会運営補助」として「識字・日本語連絡会」に対し 人件費 4,815,235円 物件費 4,964,821円 合計 9,780,056円 から自主財源を引いた額を府市(6:4)で按分し支出		(59.9)	(39.9)

番号	所 管	事業名 (支出名称)	交付先 (支出先)	交付目的	事業の概要	18年度 支出見込額	17年度 支出額	積算内訳	公的補助割 合(国%)	公的補助割 合(府%)	公的補助割 合(市%)
17	教育委員会事務局 社会教育課	大阪地域職業訓練 センター教育推進 事業補助	(財)大阪生涯職業 教育振興協会	人材育成の観点に立った基礎教育と学 校教育における進路指導の補完・充実 をめざす「財団法人大阪生涯職業教育 振興協会」に補助金を交付すること は、大阪市内における子ども・青少年 の自立への支援並びに市民の主体的な 学びの促進に大きく寄与するため	(1) 成人基礎教育講座 (2) 若年者進路相談事業 (3) 就職指導・支援ネットワークの 形成	6,943,000	6,943,000	人件費 7,500,000円 物件費 9,858,000円 合 計 17,358,000円 を府市(6:4)で按分し、市補助分を 支出		60	40
18	教育委員会事務局 社会教育課	大阪府青少年会館 等教育施設連絡協 議会補助	大阪府青少年会館 等教育施設連絡協 議会	青少年教育施設等における事業推進の ための、調査研究事業、連絡並び に交流事業、情報収集・提供事業な どを実施する「大阪府青少年会館等教 育施設連絡協議会」に対し補助金を交 付することで、青少年教育施設等にお ける青少年の健全育成事業の推進およ び関連施設等のネットワークの促進発 展に大きく寄与するため	青少年教育施設等における事業推進の ための、調査研究事業、連絡並び に交流事業、情報収集・提供事業な ど	2,813,000	3,046,000	人件費 4,100,989円 物件費 5,171,041円 合 計 9,272,030円 市町村分担金(政令指定都市除く)を除 いた額を府市(6:4)で按分し、市補 助分を支出		49.5	32.9
19	都市環境局 大気騒音担当	化製場集約化対策 事業補助金	大阪ハイプロテイン 協業組合	西成区において公害防止を目的として 実施する化製場集約化対策事業に係る 経費の一部について補助することによ り、集約化事業を円滑に推進し、もっ て地域の環境改善を図る	大阪ハイプロテイン協業組合が民間金 融機関から資金融資を受けて建設する 工場建屋工事及び附帯工事等に要する 経費の元利償還金を補助	182,594,149	187,102,111	工場の建設費の1/4に相当する償還実額 (元金+利子)を補助		25	25

分担金 積算内訳

(単位：円)

番号	所管	事業名 (支出名称)	交付先 (支出先)	交付目的	事業の概要	18年度 支出見込額	17年度 支出額	18年度支出内訳	公的負担割合		
									(国%)	(府%)	(市%)
1	市民局 人権室	大阪府人権福祉施設 連絡協議会分担金	大阪府人権福祉施設 連絡協議会	同協議会は、大阪府内の隣保館(人権文化センター)と地域の福祉施設等によって構成され、調査研究や研修・交流事業を総合的に行うことにより、同和問題をはじめとする多様な人権課題の解決並びに地域福祉の推進に資することを目的に設立されたもので、関係機関と連携して分担している	・隣保館活動、地域福祉活動推進のための調査研究及び研修 ・隣保館活動、地域福祉活動推進のための連絡、交流並びに文化活動 ・人権・地域福祉の課題に対応した施設、関係団体、住民等のネットワークの構築など	3,277,000	3,277,000	人件費 18,770,000円 管理費 2,670,000円 事業費等 5,342,000円 合 26,782,000円 (市町村分担金 10,403,000円のうち 大阪府分担金 3,277,000円)			12.2
2	市民局 人権室	(財)大阪府人権協会 分担金	(財)大阪府人権協会	同協会は、同和問題解決のための施策をはじめ、人権施策の推進に協力するとともに、寄別のないコミュニティの形成に寄与し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に資することを目的に設立されたもので、関係機関と連携して分担している	・人権意識の普及及び高揚を図るための教育及び啓発並びに人材育成に関すること ・様々な課題を有する人々の自立・自己実現を図るための支援及びに相談並びに人権擁護についての相談並びにこれらの事業を通じた実態把握に関すること ・同和問題解決のための地域住民の交流・協働の構築に関する事など	5,739,000	5,100,000	人件費 125,289,000円 管理費 43,053,000円 事業費等 146,793,000円 合 計 315,135,000円 (市町村分担金 97,631,000円のうち 大阪府分担金 5,739,000円)			1.8
3	市民局 人権室	国際人権大学院大学 (夜間)の実現をめざす 大阪府民会議分担金	国際人権大学院大学 (夜間)の実現をめざす 大阪府民会議	人権教育を体系的、計画的に推進していくためには、地域における人権教育の担い手や人権啓発・研修のプランナーとして人権問題の解決を指向するリーダー養成が特に重要であり、平成12年9月に、市長・府知事も呼びかけ人となり人権団体をはじめ経済、労働、教育界を含む幅広い支援を集め、人材養成機関としての国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざしていくための「国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議」が結成されている。本市は運営経費を大阪府や関係機関と協調しながら分担金を支出している	大学院大学の実現をめざし以下の取組を行っている ・国際人権大学院大学の実現に向け、実現方策の調査・研究 ・ニュースレター発行や、ホームページ運営など、国際人権大学院大学の実現の必要性を、関係各方面に普及・宣伝、機運の醸成 ・プレ国際人権大学院大学講座(公開講座)の開催 ・「国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議」の会員拡大 ・その他、国際人権大学院大学(夜間)の実現に向けた課題整理等、必要な取り組み	500,000	500,000	管理費 400,000円 事業費等 7,422,615円 合 計 7,822,615円 (府市分担金 1,000,000円のうち 大阪府分担金 500,000円)		6.4	6.4

〔 3 〕 貸付金

番号	所 管	事業名（支出名称）	貸付先	今後の方向・スケジュール
1	経済局 金融課	大阪府地域支援人権金融公社貸付金	(財)大阪府地域支援人権金融公社	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済されているので、今後も着実に返済を求める。
2	経済局 商業振興課	部落解放消費生活協同組合貸付金	部落解放浪速地区消費生活協同組合	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済中であり、今後も着実に返済を求める。
3	健康福祉局 健康政策課	芦原病院貸付金	浪速医療生活協同組合	貸付金廃止 医療法人「弘道会」へ事業譲渡（平成18年4月1日）
4	健康福祉局 地域福祉課	大学奨学金事業	短大、大学に進学後修学が困難な者	回収について引き続き取り組む。 今年度中に債権・債務状況を精査し、その結果を踏まえて厳正に債権処理を行うなど抜本的な方策を立てる。
5	健康福祉局 地域福祉課	同和更生生業資金（回収事務）	更生のための資金を必要とする者	回収について引き続き取り組むとともに、回収不能分については計画的に債権処理の措置を講じる方向で検討中。今年度中に今後の方針を立てる。
6	教育委員会事務局 学務課	高等学校等奨学金	高校進学後、修学が困難なもの	高校奨学金については、返還決定者には引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に償還免除としてきた貸与者には平成18年度中に、一括処理の措置を講じる。

未利用地、建物等の使用について

a. 未利用地等の使用について

分類	利用状況	現況	調査・監理委員会の提言	今後の方向・スケジュール	区分
地域コミュニティ関係	農菜園 ゲートボール場 スポーツ広場等	・無償貸与 ・地域人権協会等	・無償貸与 ・地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する ・利用者選定の公平性・透明性の確保	・19年度より、地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する方向で、関係団体等と協議を進める	a-1 (7件)
駐車場関係	有料駐車場 事業用駐車場	・無償貸与 一部は減免あり ・法人等	・駐車場の必要性精査 ・無償のものは有償化 ・減額を認めるものは基準を明確にする	・利用者より使用料を徴収する有料駐車場については、19年度から有償化に向けた検討を行う ・減免を認めるものは、19年度より全市的な考え方との整合性をはかる	a-2 (5件)
	来館者用駐車場(福祉施設等)	・無償貸与 ・運営法人	・駐車場の必要性精査(基準以上のものは有償化) ・無償貸与 (但し、全的に同種他施設が有償化されれば、同時期に有償化) ・利用者が無料で使用できるものに限る	・18年度中に駐車場の必要性の精査をおこなったうえで、利用者が無料で使用できるものに限り、土地について無償貸与とするが、基準以上のものについては、有償化の方向で関係先と協議を進める	a-3 (2件)
	来館者用駐車場(公共施設)	・無償貸与	・駐車場の必要性精査 ・無償(暫定利用の位置付け) ・利用者が無料で使用できるものに限る	・18年度中に駐車場としての手続きを行う	a-4 (4件)
利用廃止等の手続きを進めているもの			・手続きを進める	・18年度末を目途に手続きをすすめる	a-5 (8件)
不正・無断使用関係			・期限を定めて明渡しを求める ・応じなければ法的措置	・18年度末を目途に明渡しを求める、応じなければ法的措置を講ずる	a-6 (18件)

a. 未利用地等の使用について 合計 44件

b. 建物・用地等の使用貸借等について(1/2)

分類	利用状況	現況	調査・監理委員会の提言	今後の方向・スケジュール	区分
地域コミュニティ関係	老人憩の家	・無償貸与 ・地域人権協会	・無償貸与 ・地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する	・19年度より、地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する方向で、関係団体等と協議を進める	b-1 (5件)
	集会所	・土地;無償貸与 ・建物;自己所有 ・地域人権協会			
収益事業関係	診療所 共同浴場 理髪館	・土地および大阪市所有の 建物は無償貸与 ・地域人権協会等が運営	・診療所等については、運営が可能となる運営主体(法人化)と契約 ・土地・市所有の建物とも有償化 ・土地は事業用定期借地	・18年度を目途に法人化および有償化の手続きをおこなう	b-2 (26件)
	病院	・土地は大阪市所有、3年間に限り無償貸与	・事業譲渡後3年間に限り無償貸与、以降、定期借地権設定契約 ・看護師寮は明渡し手続き	・事業譲渡後3年間に限り無償貸与、以降、定期借地契約を締結する	b-3 (2件)
福祉施設・事業関係	地域在宅サービスステーション その他福祉施設	・土地および大阪市所有の 建物は無償貸与 ・運営法人	・土地については、無償貸与(但し、全市的に同種他施設が有償化されれば、同時期に有償化) ・建物が無償のものについては有償化	・土地については無償とする ・建物の有償化については、18年度中に結論を出す	b-4 (4件)
指定管理施設/ 公的施設関係	人権文化センター	・地域人権協会事務所 ・目的外使用許可 ・100%減免	・指定管理業務用の事務スペースとする	・19年度より、指定管理業務用の事務スペースとする	b-5 (12件)
		・部落解放同盟大阪府連 地域支部事務所 ・目的外使用許可 ・減免無し	・外部への移転	・19年度は新たな使用許可を行わないことを基本とする	b-6 (7件)
	障害者会館	・指定管理建物内の施設	・外部への移転	・18年度中の移転を求める	b-7 (2件)
	大阪人権センター	・大阪府の建物あり	・大阪府と契約手続き中	・18年度中に契約を締結する	b-8 (2件)

b. 建物・用地等の使用貸借等について(2/2)

分類	利用状況	現況	調査・監理委員会の提言	今後の方向・スケジュール	区分
産業振興施設	工場アパート 資源再生共同作業所 商業施設 購買施設 生協施設	・賃貸借契約(有償) ・賃料改定が途中段階のものがある	・同種施設の賃料相当額を設定 ・最終賃料まで計画的に賃料改定	・賃料改定が未実施のものは19年度から実施する ・賃料改定が途中段階のものは、遞増計画に基づき、最終賃料まで計画的に改定をおこなう	b-9 (21件)
	大阪皮革産業会館	・土地建物とも無償貸与 ・市の運営費負担はなし	・契約更新時(19年度まで契約あり)に 契約の見直し (皮革関連産業の振興拠点)	・現在の契約期間が満了する19年度末までに、契約方法などについて決定する	b-10 (1件)
その他	化製場	・土地は賃貸借、減免あり	・滞納の解消	・一括全額支払を前提として、今年度、返済計画について要請を行う。	b-11 (1件)

利用実態の解消を行うもの		・期限を定めて明渡しを求める	・18年度末を目途に、明渡しを求める	b-12 (11件)
--------------	--	----------------	--------------------	---------------

b. 建物・用地等の使用貸借等について 合計 94件

注: 大阪市の財産区分により、普通財産の使用貸借の場合と行政財産の使用許可(使用料免除)の場合があるが、いずれも無償貸与と表記する

特別な優遇措置等

	局名	所管課	事項	今後の対応策
1	健康福祉局	保護課	生活保護出張相談・保護費支払	平成18年度中に廃止する
2	健康福祉局	地域福祉課	各地域における各種大学奨学金制度の説明会等への本市職員の派遣(本市には奨学金制度はない)	平成18年度中に廃止する
3	健康福祉局	保育運営課	保育所における一泊保育事業	平成18年度末で廃止する
4	健康福祉局	保育運営課	保育所の正規職員以外のアルバイト(保育士以外)配置	平成18年度末で通常のルールと異なる配置については廃止する
5	健康福祉局	保育運営課	保育所の給食材料費の上積み	平成18年度9月末で上積みを廃止した
6	健康福祉局	いきがい課	大国老人憩の家光熱水費	本市の光熱水費負担を廃止し、平成18年度中に老人憩の家としての運営助成に移行する
7	健康福祉局	健康づくり推進課 感染症対策課	一部地域での基本健診・結核検診・がん健診	平成18年度末で廃止する
8	健康福祉局	健康づくり推進課 感染症対策課	一部地域での巡回乳幼児健康診査・ポリオ予防接種	平成18年度末で廃止する
9	健康福祉局	健康づくり推進課	一部地域での健康教育・相談	平成18年度末で廃止する
10	健康福祉局	健康政策課	地区診療所への応援医師派遣	平成18年度末で派遣を廃止する
11	ゆとりとみどり 振興局	管理課	仮設便所の設置 (浪速区内1か所)	本市では仮設便所を設置しない
12	環境事業局	業務課	浅香・矢田共同作業場のごみ収集	本市の無料収集については廃止する

特別な優遇措置等

	局名	所管課	事項	今後の対応策
13	住宅局	管理課	改良住宅の付帯施設として建設された店舗・作業所の使用料	本市改良住宅の全ての店舗・作業所を対象に、平成19年度中の使用料の改定に向け作業を進める
14	建設局	路政課	一部の自転車駐車場の管理員に係る優先雇用枠の設定	廃止済み

不適切な事務執行

	局名	所管課	事項	今後の対応策
15	健康福祉局	障害施設課	もと浪速第1温泉施設の活用	障害者のニーズを勘案し、平成18年度中に今後の活用方策について検討し、方針を出す
16	建設局	路政課	大国町・芦原橋 自転車駐車場警備委託	平成18年度末で随意契約を廃止する
17	建設局	路政課	大国町自転車駐車場汚水・湧水槽清掃委託	平成18年度末で随意契約を廃止する
18	財政局	固定資産税課	大規模改修後の共同浴場に関する固定資産税の課税保留	課税保留していた共同浴場(12)は、課税に向けて調査作業中
19	財政局	主税課	法人所有地の固定資産税に関する徴収猶予	全額納付済み

大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会開催要綱

(開催)

第1条 「地対財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について(方針)」(以下「方針」という。)の進捗監理を行うため、大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、方針に基づく見直しの進捗監理のため次の事務を行う。

- (1) 進捗状況について、関係局より聴取し検証を行うこと。
- (2) 必要に応じ、市長に対して意見具申を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、弁護士などの有識者のうちから市長が委嘱する委員で組織する。

2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員のうちから互選により定める。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民局市民部において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。